

盛岡広域振興局長告示第56号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年11月24日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0322205048	グループホームドリーム	紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割518番地2	令和5年11月30日